

泊地域原子力防災協議会（第2回）

議 事 次 第

平成29年12月21日
14:00～15:00
三田共用会議所第4特別会議室

○議 題

「泊地域の緊急時対応」改定の確認について

【資料】

- 資料1 泊地域原子力防災協議会の構成員について
- 資料2 「泊地域の緊急時対応」の改定について
- 資料3 泊地域の緊急時対応（概要版）
- 資料4 泊地域の緊急時対応（全体版）

泊地域原子力防災協議会(第2回) 出席者一覧

(構成員)

山本 哲也	内閣府政策統括官(原子力防災担当)
(調整中)	原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
(調整中)	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
(調整中)	内閣府大臣官房審議官(防災担当)
(調整中)	警察庁長官官房審議官
(調整中)	総務省大臣官房総括審議官
(調整中)	消防庁国民保護・防災部長
(調整中)	文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
(調整中)	厚生労働省大臣官房審議官 (危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当)
(調整中)	農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官
(調整中)	経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
(調整中)	国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
(調整中)	海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
(調整中)	環境省大臣官房審議官
(調整中)	防衛省大臣官房審議官
窪田 毅	北海道副知事

(オブザーバー)

田原 寧	泊村企画振興課長
小石川 訓	共和町企画振興課長
菊地 貴之	岩内町総務財政課係長
稲船 義則	神恵内村総務課長
大川 貢治	寿都町企画課長
田縁 幸哉	蘭越町総務課参事
黒瀧 敏雄	ニセコ町総務課参事
赤木 裕二	倶知安町総務課危機管理室長
松谷 太志	積丹町総務課総括主査
細川 正善	古平町企画課長
濱田 敬司	仁木町企画課情報防災係長
原田 孝嗣	余市町地域協働推進課係長
小畑 信幸	赤井川村総務課長
阪井 一郎	北海道電力株式会社代表取締役副社長執行役員

(内閣府)

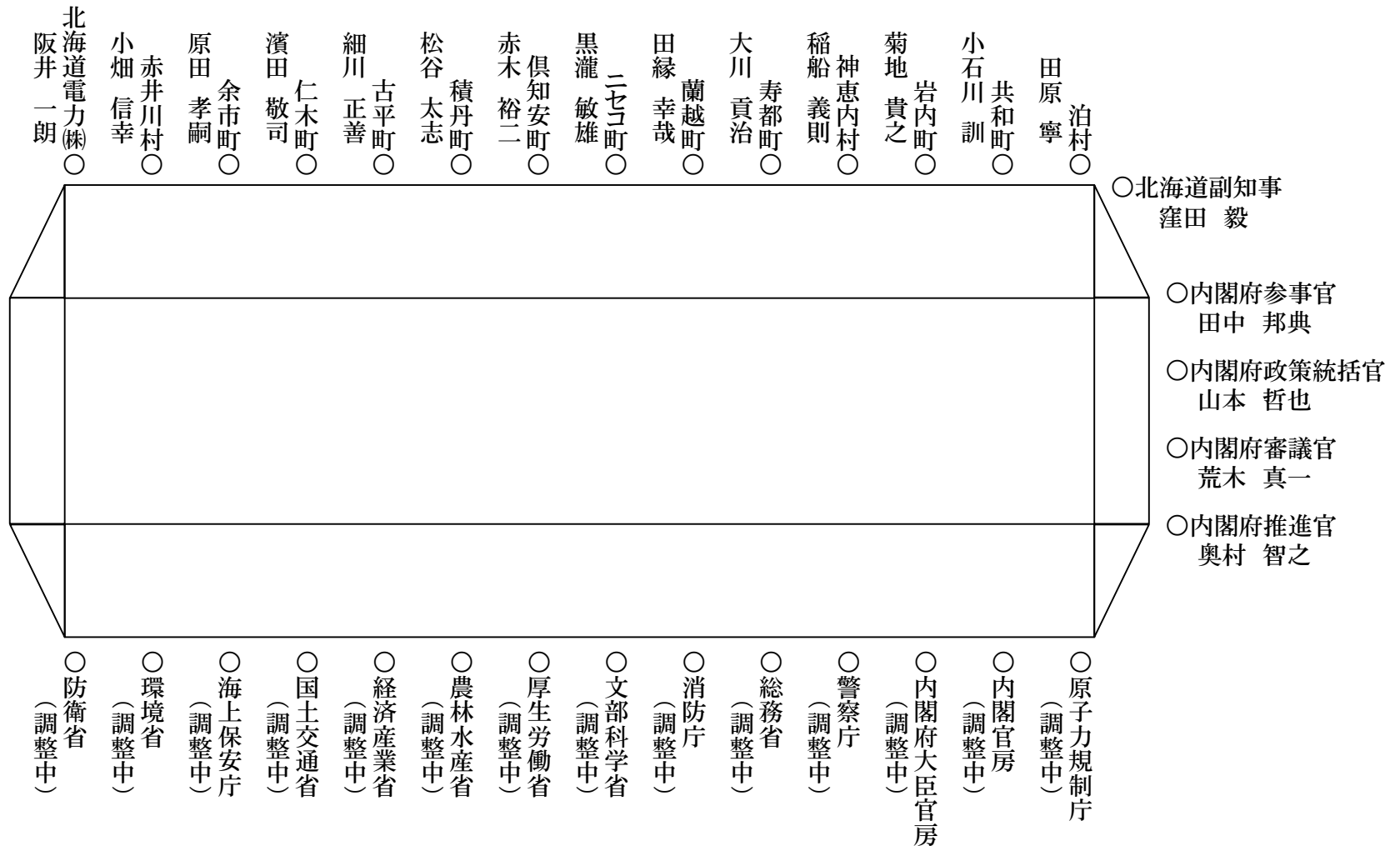
荒木 真一	内閣府官房審議官(原子力防災担当)
田中 邦典	内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(地域防災・訓練担当)
奥村 智之	内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(地域防災・訓練担当)付 地域原子力防災推進官

泊地域原子力防災協議会(第2回)

日時:平成29年12月21日(木)

14:00~15:00

三田共用会議所第4特別会議室



入口

泊地域原子力防災協議会の構成員について

平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、泊地域においても「泊地域原子力防災協議会」が設置された。

泊地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

<構成員>

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官（防災担当）
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省大臣官房審議官
（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当）
農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官（警備救難部担当）
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
北海道副知事

<オブザーバー>

泊村
共和町
岩内町
神恵内村
寿都町
蘭越町
ニセコ町
倶知安町
積丹町
古平町
仁木町
余市町
赤井川村
北海道電力株式会社

資料2 「泊地域の緊急時対応」の改定について

1. 改定の目的

「泊地域の緊急時対応」は、平成28年9月に開催された泊地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同年10月に原子力防災会議にて確認結果の報告及び了承がなされたところ。

その後、「泊地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的として、同年11月に国の原子力総合防災訓練、本年2月に冬期の暴風雪を想定した訓練を実施し、本年5月に、「原子力総合防災訓練実施成果報告書」を取りまとめた。

今般の「泊地域の緊急時対応」の改定は、同報告書における訓練の教訓事項等を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

2. 改定のポイント

〈改善①〉 津波との複合災害時における防護措置の明確化

津波警報等の発表時には津波に対する避難行動を優先

- 津波に対する避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先する
- 津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施する

〈改善④〉 住民を安全かつ円滑に避難させるための情報共有

避難状況把握・渋滞緩和対策の強化

- ヘリによる映像伝送を活用した渋滞・避難状況の把握
- 映像伝送により得られた情報(渋滞・避難状況)を活用した避難誘導・交通規制の実施

〈改善②〉 自然災害等により家屋にて屋内退避ができない住民等の対応策の具体化

地震による家屋の倒壊等により、屋内退避が困難な場合の対応策の具体化

- 余震の発生により、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点からUPZ内の別の指定緊急避難場所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先への避難を行う

〈その他主な改善〉

- UPZ内における福祉車両の確保
 - ・UPZ内の一時移転等の際の福祉車両数の整理
- 緊急時モニタリング体制の強化
 - ・電子線量計9基の追加整備
- 原子力災害時における医療体制の連携・強化
 - ・原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関の指定等による医療体制の連携・強化
- 安定ヨウ素剤の配備等の充実化
 - ・乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布並びに国による安定ヨウ素剤の備蓄
- 放射線防護施設の整備
 - ・放射線防護施設として新たに2施設整備
- 原子力事業者による生活物資の支援体制の具体化
 - ・北海道電力による放射線防護施設への生活物資の支援体制の具体化

〈改善③〉 バス避難時における避難誘導の円滑化

施設敷地緊急事態で避難する際のバス順路の明確化

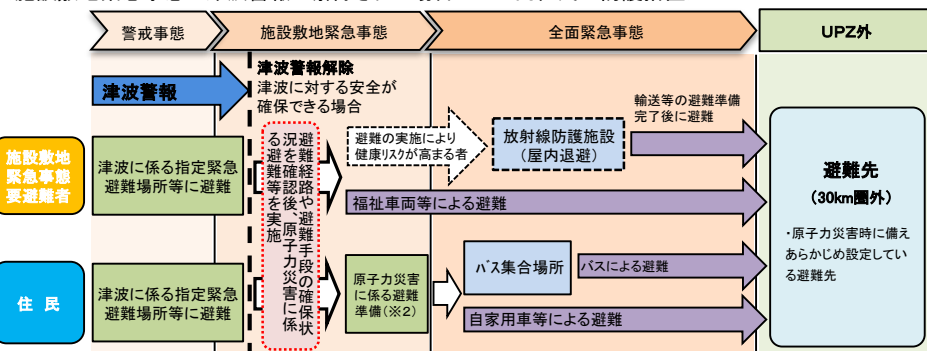
- PAZ内の在宅の避難行動要支援者が施設敷地緊急事態で避難する際に、バス集合場所をバスが巡回する道順の明確化

(参考) 「泊地域の緊急時対応」の改定ポイント

改善① 津波警報等の発表時には津波に対する避難行動を優先

- 津波との複合災害時における避難行動では、住民の生命の安全確保を優先し、津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。
- その後、施設敷地緊急事態や全面緊急事態に至った場合であっても、津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- 津波警報解除等津波に対する安全が確保できる場合(※1)は、避難経路、避難手段、プラントの状況等を確認し、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難等を実施。

＜施設敷地緊急事態で津波警報が解除された場合のPAZ内住民の防護措置＞

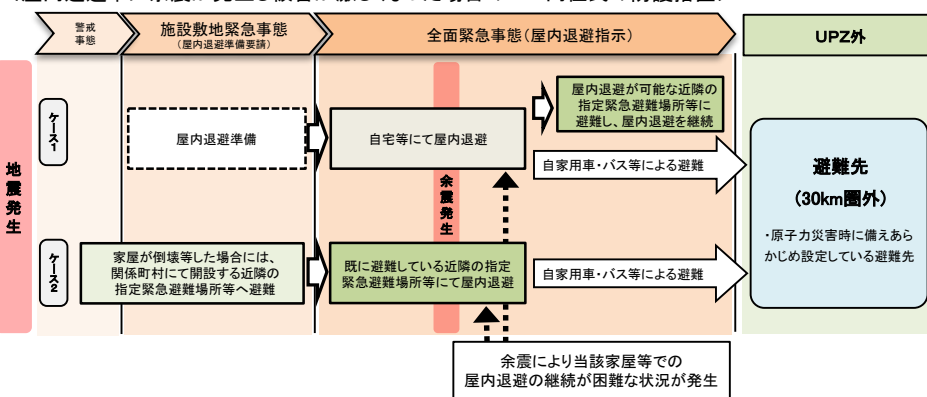


※1 津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。
 ※2 自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、その他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。

改善② 家屋の倒壊等により屋内退避が困難な場合の対応策の具体化

- 屋内退避指示がでていりながら余震が発生し、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先する。
- 屋内退避指示中に避難を実施する際には、原子力災害対策本部、北海道、関係町村は、住民等の避難を円滑に実施するため、避難経路や原子力発電所の状況等について、確認・調整等を行う。

＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合のUPZ内住民の防護措置＞



改善③ 施設敷地緊急事態で避難する際のバス順路の明確化



※ 津波との複合災害時には、津波により影響を受けていないバス集合場所に集合し避難を実施

改善④ 避難状況把握・渋滞緩和対策の強化

